

1年生保護者各位

令和6年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長



陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 商業科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	8,210	24,210	53,910	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	249,320
授 業 料	0	0	29,700	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	8,210	24,210	24,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	130,520
内 訳													
PTA会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
修学旅行・語学研修積立金	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	69,000
副教材等代	0	16,000	16,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,000
口座振替日(授業料・諸会費)	5月17日	5月17日	6月17日	7月17日	8月19日	9月17日	10月17日	11月18日	12月17日	1月17日	2月17日	2月17日	

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたるときはその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は本科1年生の4月分から6月分は併せて6月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)

1年生保護者各位

令和6年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長



陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 情報数理科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	7,710	29,210	58,910	17,610	17,610	17,610	17,610	17,610	17,610	17,610	17,610	17,610	254,320
授 業 料	0	0	29,700	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	7,710	29,210	29,210	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	135,520
内 訳													
PTA会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
修学旅行・語学研修積立金	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	63,000
副教材等代	0	21,500	21,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,000
口座振替日(授業料・諸会費)	5月17日	5月17日	6月17日	7月17日	8月19日	9月17日	10月17日	11月18日	12月17日	1月17日	2月17日	2月17日	

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたるときはその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は本科1年生の4月分から6月分は併せて6月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)

1年生保護者各位

令和6年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長



陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 英語実務科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	22,460	42,460	72,160	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	428,320
授 業 料	0	0	29,700	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	22,460	42,460	42,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	309,520
内 訳	P T A会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
	部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
	生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
	修学旅行・語学研修積立金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	240,000
	副教材等代	0	20,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0	40,000
口座振替日(授業料・諸会費)		5月17日	5月17日	6月17日	7月17日	8月19日	9月17日	10月17日	11月18日	12月17日	1月17日	2月17日	2月17日

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたるときはその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は本科1年生の4月分から6月分は併せて6月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)